

三重県男女共同参画基本計画（改訂版）

～一人ひとりが輝く社会～



男女共同参画社会とは

21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会です。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会です。

（三重県男女共同参画推進条例前文から）

三重県

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨・一部改訂

少子高齢化、国際化、高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために、社会構造の変革が求められています。

こうした変化に対応し、豊かで活力ある社会を実現するためには、男女の人権が尊重され、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題であるとして、国においては、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、県では、2000年（平成12年）に「三重県男女共同参画推進条例」を制定しました。

この計画は、県が県民、事業者、市町との協働で男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために2002年（平成14年）3月に策定したものです。また、2007年（平成19年）3月には、策定以降の男女共同参画をめぐる社会経済情勢の変化やこれまで実施してきた施策の評価と検証をふまえ、計画の実効性を一層高めるため、その内容の一部改訂を行いました。

計画の位置づけ

「三重県男女共同参画推進条例」に基づく計画であり、同時に「男女共同参画社会基本法」により都道府県に策定が義務づけられている計画です。

計画の目標

この計画は男女共同参画社会の実現をめざします。

「三重県男女共同参画推進条例」では4つの基本目標を設定しています。

（男女共同参画社会実現のための4つの基本目標）

- 1 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 2 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 3 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 4 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

計画の期間

2002年度（平成14年度）から2010年度（平成22年度）までを期間とし、改訂内容は、2007年度（平成19年度）以降の期間に適用するものです。

計画の基本的な視点

1 私たちがめざす社会

「三重県男女共同参画推進条例」の前文では「21世紀を迎える私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。」としています。

2 家庭・地域の重要性

男女共同参画の推進は、社会のさまざまな分野における男女の参画をめざしますが、同時に家庭・地域における生活を一層充実させることもめざしています。

21世紀の社会は、これまでの経済活動中心の生き方を見直し、男女がともに家庭、地域の一員としての責任を果たしながら、職業生活や余暇活動などバランスのとれた生活を築いていくことができる社会でなければなりません。

3 総合行政としての取組

男女共同参画社会の実現のためには、健康、福祉、教育、文化、雇用、産業、防災（災害復興を含む）、観光、環境、地域づくりなど社会のあらゆる分野にわたる取組が必要であり、県の政策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、関係部門の連携により、総合的に取組を行います。

また、「文化力（※）」の考え方をふまえ、一人ひとりが、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

4 県民、事業者、市町との協働

男女共同参画社会を実現するためには、県民や事業者の役割が重要です。家庭、地域、職場等において、それぞれの立場で、積極的な取組が行われることを期待します。

県は、県民、各種団体やNPO（※）、事業者、市町の主体的な活動を尊重しながら、必要な支援を行うとともに、「新しい時代の公（※）」の視点から、多様な主体と連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

※文化力：三重県では、「文化」を「生活の質を高めるための人々のさまざまな活動及びその成果」と広く定義したうえで、「文化の持つ、人や地域を元気にし、暮らしをより良くしていく力及び人や地域が持っている人々をひきつけ魅了する力」を「文化力」ととらえ、政策に生かすこととしている。

※NPO：非営利で、自主的、自発的に公共的な活動を行う民間組織、団体

※新しい時代の公：「公」を行政が担うというこれまでの枠組みを転換し、県民と行政が共に「公」を担うという考え方

改訂計画の重点事項

- 国が「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との男女共同参画推進本部決定に従い進めている各分野の取組に合わせ、県においても、この目標をめざし、効果的な取組を進めます。
- 新たな取組を必要とする、防災（災害復興を含む）、地域づくり、観光、環境等の各分野における男女共同参画を推進します。
- 社会参画や就業したい意欲のある女性が、いつでも、どこでも、誰でも能力発揮できるよう、女性のチャレンジ支援（※）策を推進します。
- 男性にとっての男女共同参画の意義と責任や、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を展開します。
- 仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、男女が家庭や地域における生活を大切にし、育児・介護休業制度をともに活用できるよう普及を進めるとともに、働き方の見直しを促進します。特に、次世代育成支援対策推進法（※）に基づく企業の取組を促進します。
- 男女共同参画を阻害する暴力等への取組として、性別に基づく暴力等は重大な人権侵害であり、暴力等を許さないという意識の普及啓発に取り組むとともに、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づき、ドメスティック・バイオレンス（※）の被害者保護・支援体制の充実に取り組みます。



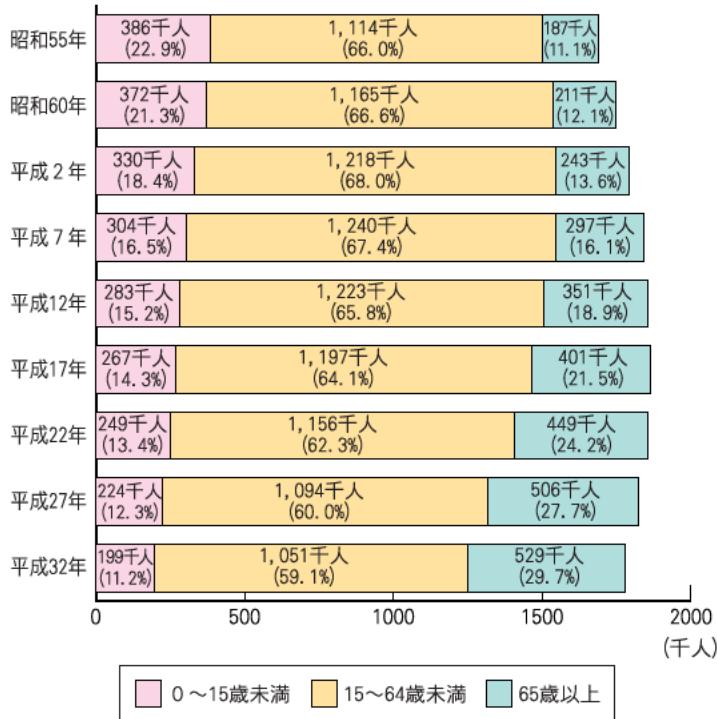
※女性のチャレンジ支援：女性の新しい発想や多様な能力の活用により、暮らしの構造改革を実現するための総合的な支援策

※次世代育成支援対策推進法：次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備をはかるために、2003年（平成15年）7月に制定された法律

※ドメスティック・バイオレンス：夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などをいう。略してDVとも言われている。

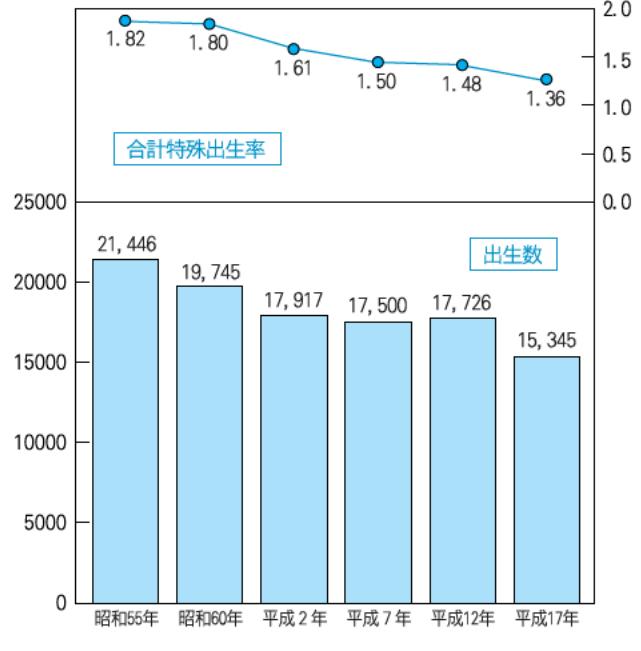
参考資料

■年齢3区分別人口・将来推計人口(三重県)



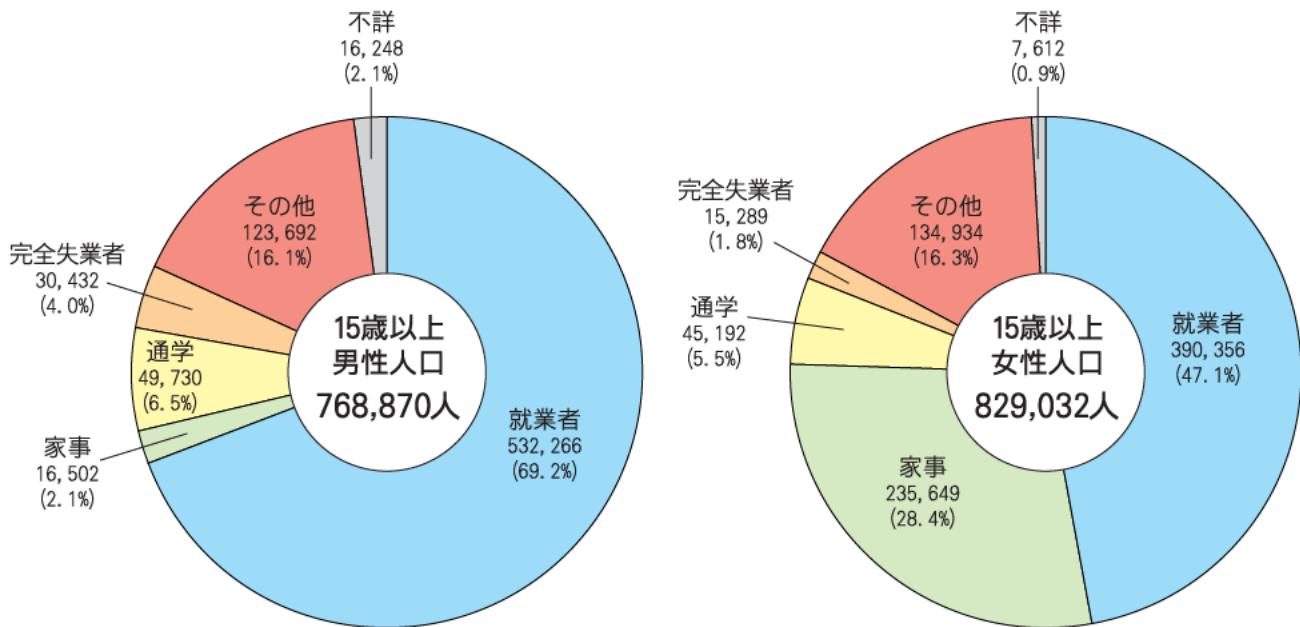
資料 平成17年までは、総務省「国勢調査」結果、平成22年からは国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」
※()内は構成比(%)

■出生数、合計特殊出生率の推移(三重県)



資料 厚生労働省「人口動態調査」

■労働力状態(三重県)



資料 厚生労働省「人口動態調査」(平成17年)

第2章 施策の方向

基本施策 I

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつあるものの、まだ不十分な状況です。

県においては、審議会等委員への女性の登用及び女性職員の積極的な登用、職域拡大をはかる必要があります。

また、市町、企業、労働組合や自治会等の各種機関・団体においても、政策・方針決定の場への男女共同参画が求められます。そのためには、ポジティブ・アクション（※）や女性のチャレンジ支援への理解と取組が求められます。

2010年度の目標

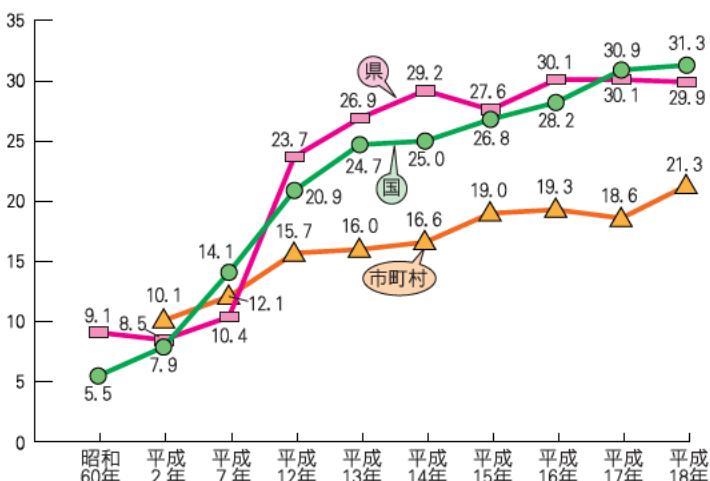
「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との国の目標をふまえ、県においても、効果的な取組を進めます。

地域・社会

- 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程にともに参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。
- 男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、地域活動に男女がともに参画しています。
- 男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが進められ、女性の登用、職域拡大が進んでいます。

働く場

■審議会等における女性委員の割合の推移



内閣府男女共同参画局・県男女共同参画室調べ

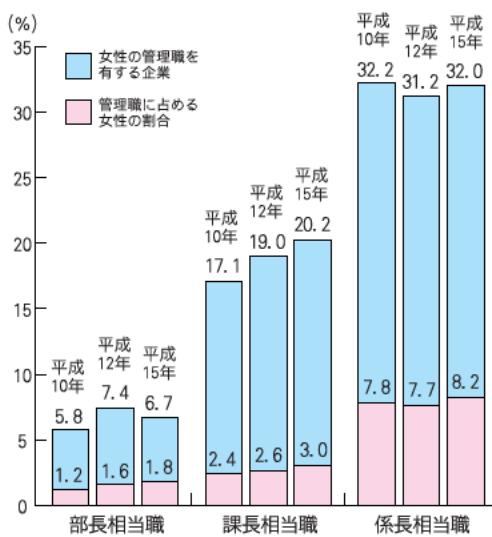
*県の女性登用率は、各年6月1日現在の数値

*国の女性登用率は、平成6年までは各年3月末現在、7年以降は各年9月末現在の数値

*市町村の女性登用率は、平成13年までは各年6月現在、14年、15年は3月末現在、

16年以降は各年4月1日現在の数値

■企業における女性管理職の状況（全国）



資料 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

施策の方向等

1 県の審議会等委員への女性登用

県の政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、審議会等委員へ積極的に女性を登用します。

また、女性の人材情報の整備を進めるとともに、女性リーダーの育成を促進します。

審議会等委員への女性の登用促進／委員構成の見直し・公募委員制の導入拡大／女性リーダーの育成促進とネットワークづくり支援／女性の人材情報の整備、提供

2 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と能力主義をふまえつつ、女性の採用・登用、職域の拡大を進めます。

女性職員登用方針の明確化と登用状況の公表／多様な能力開発のための研修と配置／管理職等に対する人材育成、活用のための研修／外郭団体の女性職員登用等についての働きかけ／仕事と家庭生活との両立のための環境整備

3 市町への働きかけ

市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介など、市町の状況に応じた支援を行います。

政策・方針決定過程への男女共同参画についての理解の促進／審議会等委員への女性の登用状況、登用促進策等についての情報提供

4 事業者等への働きかけ

企業の社会的責任(※)等の観点から、男女共同参画および女性のエンパワーメント(※)の必要性についての普及啓発を行い、事業者等の自主的な取組が進むよう働きかけるとともに、その支援を行います。

事業者等に対する意識啓発と自主的な取組促進／表彰や取組事例の紹介など事業者の取組の動機付けとなる施策の実施

5 地域における男女共同参画への取組支援

男女が地域活動に参画する気運づくりを進めるとともに、阻害要因となっている慣行の見直しを促進します。

また、女性のエンパワーメントを支援します。

男女共同参画の理解の促進と阻害要因となっている慣行の見直しのための普及啓発／知識、技術の修得・向上支援／新たな取組を必要とする分野などへの参画機会の確保と市町、団体等への働きかけ

6 ポジティブ・アクションの普及と女性のチャレンジ支援

あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるために、ポジティブ・アクションについて、市町、企業等への啓発を進めるとともに、その取組を支援します。また、女性のチャレンジ支援を進めます。

ポジティブ・アクションについての調査研究やその結果の情報提供などによる理解の促進と普及／女性の政策・方針決定過程への参画や女性が少なかった分野への参画支援

※ポジティブ・アクション：積極的改善措置。男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること

※企業の社会的責任：CSR。企業が社会の一員として存続するために、社会的な公平性や環境への配慮を活動のプロセスに組み込む責任
※エンパワーメント：能力などを身に付けること。また、それによって個人が力を持った存在になること

基本施策Ⅱ

男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、徐々に変わりつつあります。今もなお、家庭、地域、職場等の中に根強く残っており、男女の多様な生き方の選択や能力発揮の大きな阻害要因となっています。

そのため、男女共同参画について、きめ細かく、わかりやすい、具体的な内容の広報・啓発活動を展開するとともに、生涯を通じて男女共同参画について学習する機会の充実をはかり、自ら考える機会を増やすことが必要です。

2010年度の目標

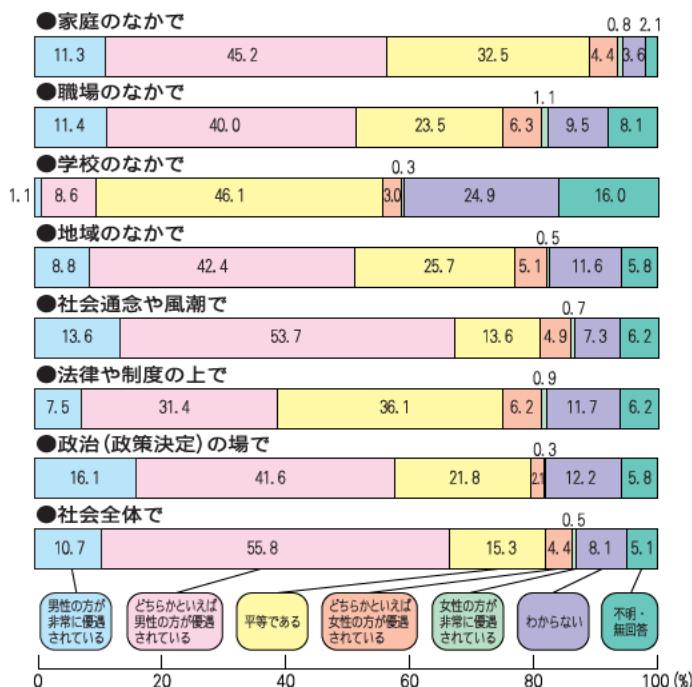
地域・社会

- NPO、各種団体、行政などによって県民の理解を深めるための多様な広報・啓発活動が展開され、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- 生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習機会が充実しています。
- 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行が改善されています。
- 家族が互いに尊重しあい、家族の一員としてともに責任を担って、協力しあっています。
- 子どもたちに対しては、男女共同参画意識に基づいて、家庭教育が行われています。
- 男女共同参画に関する意識が普及し、性別による差別的取扱を受けることなく、個性と能力を生かして働くことができるようになっています。
- 事業活動にあたって、男女共同参画への配慮が行われています。

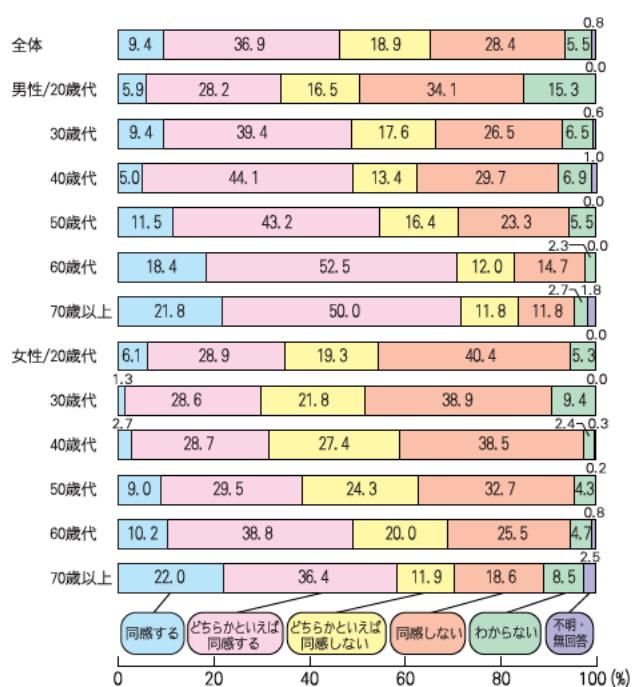
家 庭

働 く 場

■男女の地位について



■「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(平成18年)

資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(平成18年)

施策の方向等

1 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実

男女共同参画意識の普及をはかるために、N P O、各種団体、市町等と協働しながら、県民の身近なところで幅広い活動を展開していきます。

多様な媒体を活用した男女共同参画意識の普及／男女共同参画を阻害している社会制度・慣行の見直しの促進／県の広報表現のあり方検討／団体、企業、行政などの連携・協働による広報・啓発／男性への広報・啓発

2 学校等における男女共同参画教育の推進

一人ひとりが男女共同参画について理解し、性別にとらわれずに個性や能力を伸ばす教育を行います。

また、主体的に多様な選択ができるよう配慮した進路指導を行います。

教職員に対する体系的な研修／効果的な指導方法の調査・検討／教材の充実／指導や学校運営の点検・見直し／児童・生徒が自ら考える機会の提供／家庭科教育の推進／保護者に対する男女共同参画意識の普及など

3 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、身近な地域で男女共同参画について学習できるよう、その機会を充実します。

多様なニーズに応じた学習機会の充実／社会教育施設の講座担当者に対する研修／託児サービス等学習活動参加者の立場に立った配慮／社会のリーダーに対する研修／エンパワーメント機会の拡充など

4 事業者等に対する広報・啓発の充実

事業活動における男女共同参画への配慮、働く場における男女共同参画の推進のために、事業者を対象とした普及啓発を実施します。

男女雇用機会均等法等の理解や男女共同参画の職場づくりに向けた啓発／男女共同参画を推進する取組についての情報提供、啓発

5 メディアへの対応

メディアに対し、男女共同参画意識の普及等について、理解と協力を求めていきます。

また、県民のメディア・リテラシー（※）に関する教育、学習機会を充実します。

メディアの理解と自主的な取組の促進／男女共同参画に関する積極的な情報提供／メディア・リテラシーを高める学習手法について調査・検討、実施

6 國際的な動きへの対応と活動支援

国際社会における活動との協調が重要であることから、積極的に情報を収集、提供します。

また、男女共同参画の視点から国際交流、国際協力および外国人住民との共生をめざす活動を支援します。

国際的な取組についての情報収集・提供と県の施策への反映／友好提携国・地域との男女共同参画に関する情報交換等／N P O等による活動への支援と担い手のエンパワーメント

※メディア・リテラシー：膨大な情報の中から、必要な情報を選択し、主体的に読み解く力

III—I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法により、募集、採用、配置等雇用に係るあらゆる場面での男女の差別的取扱が禁止されていますが、実質的な格差が解消されるには至っていません。

雇用の分野における男女の共同参画意識の普及や均等な機会と待遇の確保を進めるための取組が必要です。

また、男女がともに家庭や地域で過ごす時間を確保し、バランスのとれた生活を実現するためには、育児休業、介護休業制度等の普及を進めるとともに、働き方の見直しや、柔軟な就業形態への対応が求められています。

2010年度の目標

地域・社会

- 家庭や地域を大切にする意識が浸透し、職業生活と家庭生活等のバランスを保つことができる環境の整備が進められています。
- 男女共同参画の視点が社会に浸透し、企業等が主体的に男女共同参画に取り組むとともに社会的な評価を受けるようになっています。

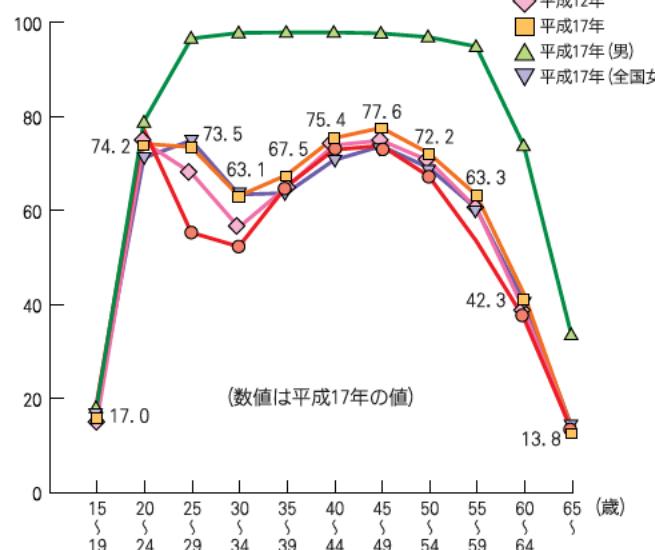
家 庭

- 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活、職業生活その他の生活とのバランスがとれるような環境が整備されています。

働く場

- 雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、性別にかかわりなく、能力開発、職務分担、待遇が行われています。
- 一人ひとりのライフスタイルにあわせた多様な選択が可能になる柔軟な就業形態が広がっています。
- 男女が、家庭や地域における活動を大切にしながら、働くことができるようになっています。

■女性の年齢階級別労働率（三重県）



資料 総務省「国勢調査」
※平成17年のデータは労働力状態「不詳」を除く

■女性は働きやすいと思いますか？

平成12年全体

そう思う	51.6	19.5	5.4
------	------	------	-----

平成16年全体

そう思う	50.7	17.4	6.1
------	------	------	-----

平成18年全体

27.4	48.8	20.9	2.9
------	------	------	-----

平成18年男性

32.0	45.6	20.1	2.3
------	------	------	-----

平成18年女性

23.7	51.7	21.5	3.1
------	------	------	-----

0 20 40 60 80 100 (%)
■ そう思う ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答

資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」

施策の方向等

1 雇用の場における男女共同参画意識の普及

職場における男女共同参画を進めるため、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法等の普及啓発を通じ、気運づくりを進めます。

固定的な役割分担、性別による不公平な慣行等を改善するための普及啓発／男女共同参画の気運づくり／2007年（平成19年）4月施行の改正男女雇用機会均等法についての普及啓発

2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進

企業等における男女共同参画への取組を促進するため、実態を把握するとともに、表彰、事例の紹介を通じて支援を行います。

また、ポジティブ・アクションについて、理解の促進と普及をはかります。

企業の実態把握のための調査の実施と男女共同参画の推進状況の評価手法の検討／表彰制度による企業の取組支援／優良事例紹介などによる企業への普及啓発／ポジティブ・アクションについての調査研究・情報提供などによる理解の促進

3 男女共同参画の視点に立った能力開発に対する支援

男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、職業能力の開発と向上を支援します。

職業能力開発に関する研修の充実と情報提供／能力開発における女性の参画機会の確保について事業者への働きかけ／再就職準備のための能力開発支援

4 柔軟な就業形態の推進や再就職への支援

柔軟な就業形態や再雇用、再就職がスムーズに行われるような雇用システムなどを調査研究し、情報提供を行います。

また、パートタイム労働者等の適切な待遇・労働条件の確保のため、法制度の周知や情報提供を行います。

多様かつ柔軟な就業形態や雇用システムについての調査研究・情報提供／就職希望者に対する相談・情報提供・紹介／再就職希望者への支援／「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等の周知徹底など

5 両立支援制度の普及と働き方の見直しの促進

男女が家庭や地域における生活を大切にし、育児・介護休業制度等をともに活用できるよう普及を進めるとともに、企業に対する支援を行います。

また、働き方の見直しを促進します。

職業生活と家庭生活の両立支援制度の普及と職場環境づくりへの働きかけ／次世代育成支援対策推進法に基づく企業の取組促進／両立支援制度の普及促進／働き方の見直しについての普及啓発など

III-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

農林水産業、商工業等家族的経営の事業に従事する女性は、生産や経営の主要な担い手として重要な役割を果たしていますが、適正に評価されていないことが少なくありません。また、方針決定の場への女性の参画はまだ不十分です。

家族的経営における男女共同参画を推進するために、女性自身の参画意識や能力の向上をはかるとともに、固定的な性別役割分担意識の変革を進めるための普及啓発や関係団体等における取組が必要です。

2010年度の目標

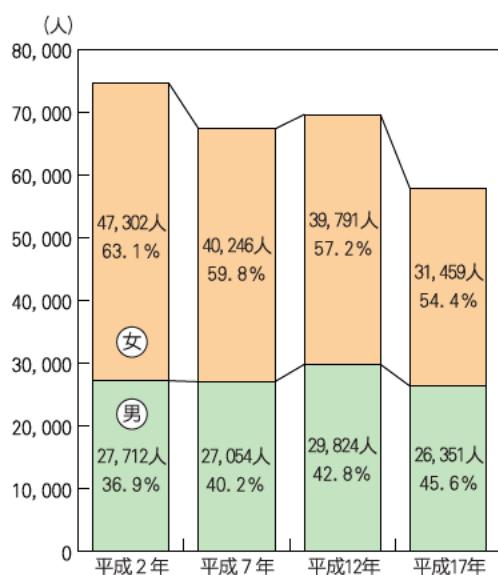
地域・社会

- 固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行が見直され、農業委員会をはじめ地域における方針決定の場で男女共同参画が進んでいます。

家 庭

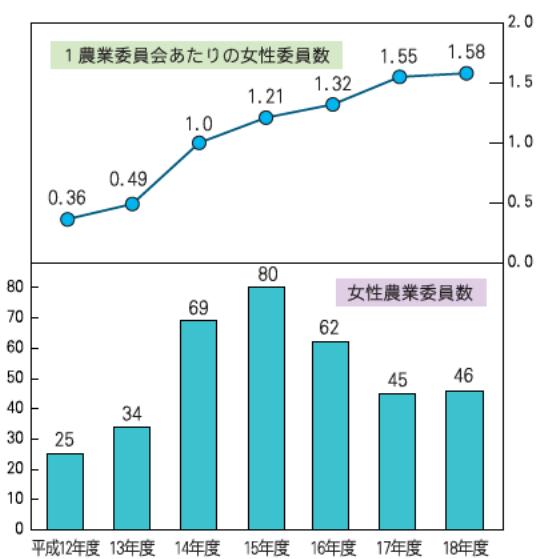
- 男女が性別にかかわらず、自らの人生を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、パートナーとしてともに経営およびこれに関連する活動に参画しています。

■農業就業人口(販売農家)の推移(三重県)



資料 農林水産省「農林業センサス結果」

■女性農業委員数及び1農業委員会あたりの女性農業委員数(三重県)



県担当手室調べ